

# 平成25年度 第1回 富合町合併特例区協議会

---



と き 平成25年4月10日(水)  
午後1時30分～  
ところ 南区役所 3階大会議室

富合町合併特例区事務局



## 報告第 1 号

平成 2 5 年度富合町合併特例区一般会計当初予算について





南総企発第 000003 号

平成 25 年 3 月 26 日

富合町合併特例区長 村崎 秀 様

熊本市長 幸山 政史



平成 25 年度富合町合併特例区一般会計予算に係る承認について (回答)

平成 25 年 2 月 13 日付け富特発第 14 号で依頼のありました標記の件については、下記のとおりです。

記

- ・ 平成 25 年度富合町合併特例区一般会計予算について・・・原案のとおり承認する。



平成25年度 富合町合併特例区一般会計予算（歳入）の概要

(単位：千円)

類型 及び 事業名	H24年度 当初 予算額	H25年度		
		当初予算額	対前年比較	主 な 概 要
①合併特例区交付金	68,449	41,409	△ 27,040	
合併特例区交付金	68,449	41,409	△ 27,040	構成員報酬 17,866→9,272(△8,594) 特例区長給料 7,582→3,935(△3,647) 公の施設の設置及び管理経費 30,194→16,471(△13,723) 合併特例区終了に伴う記念碑設置経費 0→2,000(+2,000)
②使用料及び手数料	4,000	2,000	△ 2,000	
健康づくり総合センター使用料	3,200	1,600	△ 1,600	通称：雁回館
屋外運動場使用料	250	125	△ 125	
雁回公園使用料	550	275	△ 275	
③財産貸付収入	82	46	△ 36	
(土地) 雁回公園貸付収入	68	40	△ 28	飲料水自動販売機:2,380円 無線基地局(西部ガス):37,333円
(土地) 屋外運動場貸付収入	3	1	△ 2	電柱：西日本電信電話(株):772円 ：九州電力(株)宇城営業所:772円
(土地) 老人憩の家貸付収入	3	1	△ 2	電柱:九州電力(株)宇城営業所:772円
(建物) 健康づくり総合センター貸付収入	8	4	△ 4	飲料水自動販売機(紙コップ、缶)
④諸収入	451	173	△ 278	
預金利子	7	1	△ 6	
高齢者学級受講料	300	100	△ 200	受講料：@1,000円/2×200名
自動販売機電気料	144	72	△ 72	自動販売機電気料：全3台分
合 計	72,982	43,628	△ 29,354	

※ 平成25年10月5日をもって、合併特例区設置期間が満了

※ ( )書きは、対前年増減額

平成25年度 富合町合併特例区一般会計予算（歳出）の概要

（単位：千円）

類型及び事業名	H24年度	H25年度		
	当初予算額	当初予算額	対前年比較	主な概要
<b>① 富合町合併特例区運営等経費</b>	<b>31,545</b>	<b>18,519</b>	<b>△ 13,026</b>	
区長給与等	11,991	6,300	△ 5,691	給料 3,935(△1,157)、手当等 1,171(△1,066)、共済費 1,194(△978)
協議会構成員報酬	17,866	9,272	△ 8,594	報酬 9,272(△8,594) 委員8名
協議会だより発行経費	762	483	△ 279	協議会だより発行 483(△279) [73.5千円×4ヵ月、94.5千円×2ヵ月]
ホームページ維持管理経費	278	153	△ 125	ホームページ維持管理委託費 153(△125)
一般管理経費	648	311	△ 337	消耗品 30(±0) マイクロバス車検等維持管理費193(△273) マイクロバス燃料代 152(△6)
合併特例区終了に伴う記念碑設置経費	0	2,000	2,000	合併特例区終了記念碑設置委託費(+2,000)
<b>② 公の施設の設置及び管理経費</b>	<b>30,194</b>	<b>16,471</b>	<b>△ 13,723</b>	
健康づくり総合センター管理・整備経費	8,872	5,027	△ 3,845	
健康づくり総合センター改修経費	0	305	305	緞帳解体撤去業務委託(+305)
屋外運動場管理・整備経費	5,282	3,142	△ 2,140	
雁回公園管理・整備経費	5,582	2,675	△ 2,907	
老人憩の家管理経費（指定管理）	10,458	5,322	△ 5,136	指定管理委託料
<b>③ コミュニティ関連施策経費</b>	<b>1,620</b>	<b>1,443</b>	<b>△ 177</b>	
富合町文化協会補助金	270	270	0	活動補助金(運営補助)
富合町体育協会活動補助金	1,350	1,173	△ 177	活動補助金(運営補助)
<b>④ 地域振興イベント並びに文化伝統及び伝統の継承</b>	<b>4,834</b>	<b>2,898</b>	<b>△ 1,936</b>	
健康の里フェスティバル開催経費	686	0	△ 686	H24年度で終了
産業祭開催経費	300	0	△ 300	産業祭事業負担金(H24年度で終了)
ふるさと祭開催経費	2,496	2,496	0	ふるさと祭事業補助金(事業補助)
成人式開催経費	266	0	△ 266	H24年度で終了
さわやか学級（高齢者学級等）	1,086	402	△ 684	講師等謝礼 402(△264)、 自動車借上料等 0(△420)
<b>⑤ 九州新幹線総合車両基地に関する事務事業</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
一般管理経費 他	0	0	0	H22年度で受託事業終了
<b>⑥ 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業</b>	<b>4,789</b>	<b>4,297</b>	<b>△ 492</b>	
ふるさと総合健診事業	3,600	3,321	△ 279	
腹部超音波検診事業	908	905	△ 3	
体成分分析・骨密度測定委託	210	0	△ 210	健康の里フェスティバル時実施 H24年度で終了
事務費	71	71	0	チラシ用紙代71(±0)
<b>合 計</b>	<b>72,982</b>	<b>43,628</b>	<b>△ 29,354</b>	

※ 平成25年10月5日をもって、合併特例区設置期間が満了

※ ( ) 書きは、対前年増減額



## 報告第 2 号

平成 2 5 年度富合町合併特例区行事予定について

平成25年度 富合町合併特例区行事予定表

月	日	特例区	行 事
4月	9		富合中学校入学式
	10	○	富合小学校入学式
	10	○	第1回合併特例区協議会 (原則第2水曜)
	27	○	さわやか学級開級式
5月	8	○	第2回合併特例区協議会 (原則第2水曜)
	8		嘱託員会議 & 農地・水環境保全協議会
	9		監査講評(平成24年度特例区定期監査)
	15		富合町戦没者追悼式
	19		富合中学校体育大会 (第3日曜日)
	26		富合小学校体育大会 (第4日曜日)
6月			6月議会(第2回定例会)
	7	○	ふるさと総合健診 (7日～8日)
	9		複合検診 (9日～10日)
	12	⊖	第3回合併特例区協議会 (原則第2水曜)
	26	○	第3回合併特例区協議会(予定) (第4水曜へ)
7月	10	○	第4回合併特例区協議会 (原則第2水曜)
	10		嘱託員会議 & 農地・水環境保全協議会
			合併特例区決算状況の聴取(監査委員)
	27	○	「くまもと・きれいな川と海づくりデー」 緑川清掃 富合ふるさと祭り (最終土曜日)
8月	3		合併特例区決算に対する意見の決定(監査委員) 火の国まつり「おてもやん総おどり」 (第1土曜日)
	14	○	第5回合併特例区協議会 (原則第2水曜)
9月			9月議会(第3回定例会)
	11	⊖	第6回合併特例区協議会 (原則第2水曜)
	11		嘱託員会議 & 農地・水環境保全協議会
	14		富合校区金婚表彰・敬老会(予定) (第2土曜日)
	25	○	第6回合併特例区協議会(予定) (第4水曜へ)

月	日	特例区	行 事
10月	5	○	雁回敬老園運動会
	5	○	第7回合併特例区協議会(予定) 合併特例区設置期間の満了

※ 農地・水環境保全協議会への特例区協議会委員の出席は不要  
 ※ 平成24年度から、嘱託員会議は隔月開催

※ 所得税・市県民税申告相談・・・(H24年度実績) 3月4日～3月8日

## 報告第 3 号

し尿処理体制の統一について



# 合併協議会協議結果に基づく し尿処理体制の統一について

金額は消費税込みの額

宇城広域連合

H25年度末脱退

★現行

○富合地区 全便槽  
従量制 8.4円/L

★現行

○城南地区 全便槽  
従量制 8.4円/L

★変更後

○旧熊本市の料金制度に統一  
人頭制 367.5円/人・月  
従量制 8.4円/L

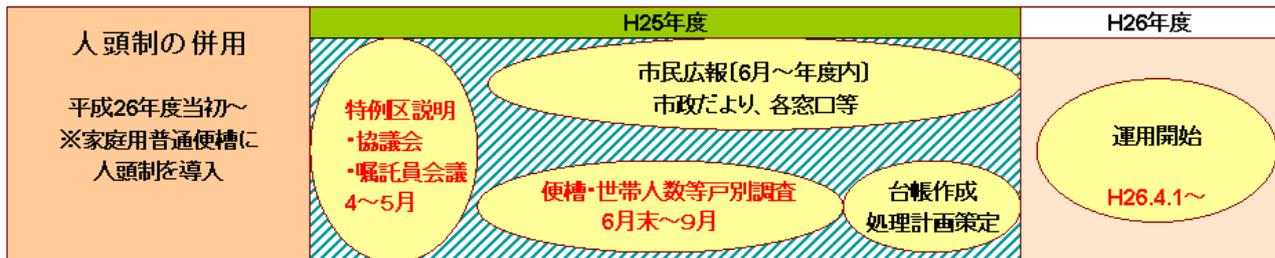
※便槽の種類で分類  
ご家庭の普通便槽  
簡易水洗トイレ等

H26.4.1~  
運用開始

従量制とは・・・ 収集した量に応じた料金です。

人頭制とは・・・ 収集量に関係なくお住まいの世帯人員に応じた料金です。

## し尿処理体制の統一に係るスケジュール



## 便槽のくみ取り料金

### ●旧料金

区 域	便槽の種類	料金の種類		料金の金額 (税込)
富合 (A) 地区	全便槽	従 量 料 金		8.40円/ℓ
	仮設トイレ	特別料金	基本料金	収集車派遣 1 回につき 1,000円
			加算料金	8.40円/ℓ
富合(B)地区 及び城南地区	全便槽	従 量 料 金		8.40円/ℓ
	仮設トイレ	特別料金	250ℓ以内一律	収集車派遣 1 回につき 2,100円
			250ℓを超える場合	収集車派遣 1 回につき 8.40円/ℓ



### ●新料金

新料金 旧市域	家庭の普通便槽	人頭料金 (1月分)	基本料金	1人につき867.50円
			加算料金 (月2回以上の場合)	1人1回につき 183.75円
	共同便槽 事業所便槽 簡易水洗便槽 水害便槽		従 量 料 金	8.40円/ℓ
	仮設トイレ	特別料金	基本料金	収集車派遣 1 回につき 2,100円
加算料金			8.40円/ℓ	

## し尿くみ取り地区指定表

H.22.3.23改正

区域	小 学 校 区
富 合 地 区 の 一 部	富合(A) 榎津 大町 御船手 碓江 上杉 清藤 木原 小岩瀬 沙崎 国町 菰江 志々水 积迦堂 新 杉島 西田尻 廻江 古閑 (1255-1~8、1256-1~3 以外の区域) 田尻 (235-3、250-1・3、294、294-1・6、295、305-1、340、 341-1 417-1、700-2) 平原 (46-1~6、47-1~2、56)
	富合(B) 南田尻 古閑 (1255-1~8、1256-1~3) 田尻 (235-3、250-1・3、294、294-1・6、295、305-1、340、 341-1 417-1、700-2 以外の区域) 平原 (46-1~6、47-1~2、56 以外の区域)
富 城 南 地 区 の 全 一 域 部	杉上 隈庄 豊田

区域	区域担当業者名
富合地区の一部	(有) 宮崎清掃社
富合地区の一部及び城南地区 全域	(有) 安達商会

## 4 その他

農区長について

(農区及び農区長)

第 1 条 本市農林行政の円滑なる運営を図るため、本市内の農耕地域を 47 農区に分け、各農区に農区長を置く。

2 前項の農区について必要な事項は、市長が別に定める。

(平 3 規則 33・平 20 規則 82・平 22 規則 36・一部改正)

(委嘱)

第 2 条 農区長は、本市に存する農業協同組合(農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に規定する農業協同組合をいう。)の理事で各農区内に居住する者の中から市長が委嘱する。

2 前項の規定に定める場合のほか、農業協同組合長が、その農区に属する集落農区長と協議して推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱することができる。ただし、農業協同組合のない農区にあつては、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱することができる。

(昭 53 規則 27・昭 62 規則 38・平 14 規則 72・平 14 規則 83・平 20 規則 82・一部改正)

(職務)

第 3 条 農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図る。

(任期)

第 4 条 農区長の任期は、3 年とする。ただし、補欠農区長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 農区長は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行う。

(平 14 規則 72・平 14 規則 83・一部改正)

(解嘱)

第 5 条 農区長が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期中においても委嘱を解くことができる。

- (1) 農業協同組合の理事を辞したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(平 22 規則 36・一部改正)

(副農区長)

第 6 条 市長が必要と認めるときは、農区に副農区長を置くことができる。

2 副農区長は、農区長を補佐し、農区長に事故があるとき、又は農区長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、副農区長の委嘱、任期及び解職に準用する。

# 行 事 予 定 表 （ 平成25年4月10日～25年5月10日 ）

富合町合併特例区・南区役所

日	曜	時間	特例 区長	行 事 （業務）	場 所
10	水	13:30～	○	合併特例区協議会 4月定例会	南区役所・3階大会議室
11	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日	南区役所横
12	金				
13	土				
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				
18	木				
19	金				
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				
24	水				
25	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日 <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">嘱託員便発送日</div>	南区役所横
26	金				
27	土	9:30～11:30	○	さわやか学級階級式	アスパル富合・研修室
28	日				
29	月			昭和の日	
30	火				
<b>5 月</b>					
1	水				
2	木				
3	金			憲法記念日	
4	土			みどりの日	
5	日			こどもの日	
6	月			振替休日	
7	火				
8	水	10:00～ 13:30～	○ ○	合併特例区協議会 5月定例会（予定） 嘱託員会議 <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">嘱託員便発送日</div>	南区役所・3階大会議室 アスパル富合・研修室
9	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日	南区役所横
10	金				
備 考					